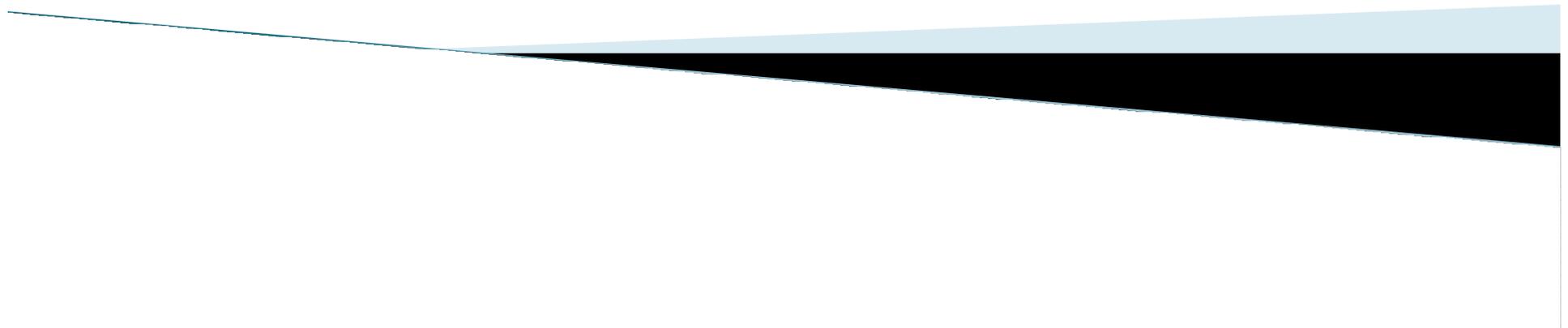


# 上級簿記 【第10回】

2012年度春学期  
山根 陽一



# 純資産

- 資産から負債を差し引いた差額
- I. 株主資本
  - 1. 資本金
  - 2. 新株式申込証拠金
  - 3. 資本剰余金
    - (1) 資本準備金
    - (2) その他資本剰余金
  - 4. 利益剰余金
    - (1) 利益準備金
    - (2) その他利益剰余金
  - 5. 自己株式
- II. 評価・換算差額等
  - 1. その他有価証券評価差額金
  - 2. 繰延ヘッジ損益
- III. 新株予約権

# 株主資本等変動計算書

- B/Sの純資産の部のうち、主に株主資本の変動原因を報告するために作成する書類
- ▶ F/Sの繋がり
  - P/L: 当期純利益
  - → 株主資本等変動計算書: 当期純利益
  - → 株主資本等変動計算書: 当期末残高
  - → B/S: 繰越利益剰余金
- ▶ 帳簿の繋がり
  - 損益 → 繰越利益剰余金 → 繰越試算表

# 株主資本の変動(資本金)

- ▶ 資本金の増減
  - 増加する要因
    - ・ 株式の発行(会社財産が増える増資)
    - ・ 資本剰余金の資本金への組入れ(会社財産が増えない増資)など
  - 減少する要因
    - ・ 減資や資本の取崩し
- ▶ 株式の発行(処理)
  - 原則:払込金額等の全額
    - ・ 現物出資の場合は「給付された財産額」の全額を資本金
  - 容認:最低でも払込金額等の1/2
    - ・ 残りは資本準備金で処理
- ▶ 増資時における株式発行の処理
  1. 株主の募集と申込み
    - ・ 証拠金の受取り
      - ・ 別段預金 ×× 新株式申込証拠金 ××
  2. 株式の割当て
    - ・ 新株式申込証拠金の資本金への振替
    - ・ 別段預金を当座預金に振替

※ 割当てをしなかった応募者には返金

# 株主資本の変動(剰余金)

## ▶ 剰余金

- 株主資本のうち、資本金および準備金(資本準備金・利益準備金)を超える部分
- その他資本剰余金+その他利益剰余金

## ▶ 剰余金の配当

### ◦ 配当財源

- その他資本剰余金、その他利益剰余金(繰越利益剰余金)

※ 会社法では配当金額の一定額を資本準備金や利益準備金に積み立てなければならない規定

### ◦ 会計処理

#### ① 配当自体の処理

#### ② 資本準備金、利益準備金の積立ての処理

- **配当財源別に**、配当金額の1/10を資本準備金や利益準備金に積立てる
- 資本準備金と利益準備金の合計額が資本金の1/4を超えた場合は必要ない

# 株主資本の変動(計数変動)

- 純資産自体は増減せずに、株主資本の内訳が変動するパターン
- ▶ 株主資本の計数変動のルール
  - 資本取引に関する項目(資本金と資本剰余金)と損益取引にかんする項目(利益剰余金)との振替は基本的にできない
  - ① 資本金と資本剰余金(資本準備金またはその他資本剰余金)間の振替
  - ② 資本剰余金内、利益剰余金内の振替
  - ③ 利益剰余金(利益準備金、その他利益剰余金)を資本金へ振替 ※増資の場合
  - ④ 資本金や資本剰余金(資本準備金、その他資本準備金)を取り崩して利益剰余金(繰越利益剰余金)に振替 ※欠損填補の場合
    - 欠損:株主資本の金額が資本金、資本準備金、利益準備金の合計額を下回ること
  - 任意積立金
    - 法律によって強制されているわけではないけれども、会社が任意で社内に留保している(積み立てている)金額

# 自己株式

- 自社が発行した株式を取得したときの当該株式
- ▶ 自己株式の会計処理
  1. 自己株式を取得したとき
    - 取得原価で自己株式(純資産の部の控除)で処理
    - 取得時に要した費用は支払手数料(営業外費用)で処理
  2. 決算時
    - 評価替えは行わない
  3. 自己株式を処分したとき
    - 自己株式の帳簿価額を減らす
    - 自己株式の帳簿価額と払込金額との差額は、その他資本剰余金で処理
  4. 自己株式を消却したとき
    - その他資本剰余金から減らす
- ※ その他資本剰余金がマイナスとなる場合は、その他利益剰余金(繰越利益剰余金)から減らす